

## 議案 11 号、県育英資金貸付金の支払い請求にかかる訴えの提起に対して反対討論

熊本県議会 2015 年 5 月臨時議会

2015 年 5 月 14 日

日本共産党 山本伸裕

日本共産党の山本伸裕です。議案 11 号、県育英資金貸付金の支払い請求にかかる訴えの提起に対して反対討論を行ないます。

県育英資金は、経済的理由により就学困難な人に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献しうる人材を育成することを目的として設けられています。資金の返還金は再び後輩の育英資金として活用されており、返還金がなければ将来の育英資金の運営に重大な支障をきたすとして、奨学生に対し返還の手引書を渡し、返還を延滞した場合は裁判所の手続きを経て、育英資金の回収を行なうこと、また、卒業後に進学などによる理由により、希望するならば返還猶予の制度があることなどが説明されています。今回の提訴に関して、担当職員の皆さんが決して機械的な対応をとらず、育英資金制度の趣旨に基づいて粘り強く働きかけ、返済を求める努力を尽くされてきたことは十分理解するものであります。

しかしながら、今日多くの学生が育英金・奨学金返済に関して大きな不安と負担を抱えている状況が広がっているもとの、いま切実に求められていることは、学生の皆さんが本当に安心して使える育英資金制度に改善していくことであり、滞納者を裁判に訴えるというやり方は、返済に苦しんでいる人、あるいは育英金を借りようかどうかどうしようかと悩んでいる人にますます大きな不安を与えてしまうことになるのではないかと思います。将来の返済が心配だから、経済的な困難はあるけれども奨学金・育英金を借りるのはやめよう。がんばってバイトするとか、食費を切り詰めるとか、ほんとはやりたかった部活をあきらめるとか、買いたい本を我慢するとか、それでも厳しいからとうとう就学断念を決断してしまうとか。こうなってきますと、せつかくの就学困難な人に手を差し伸べようという育英資金制度の趣旨が全く生かされないということになってしまいます。

いま、全国的に見て奨学金制度は大きな社会問題となっています。大学教育のケースになりますが、奨学金は 1998 年から 2014 年の間に、貸与額で 4・9 倍、貸与人員で 3・7 倍に急速に拡大してきました。なぜそうなるのか。大学や短大を卒業した 30 代から 50 代の三分の一以上が年収 300 万円以下の賃金で働いています。この間、勤労者の所得は平均年収で 60 万円減少。学生への親からの仕送りも平均で月額 10 万円から 7 万円に減りました。その一方で大学の学費は上がり続け、初年度納入金は国立で 83 万円、私立は文系約 115 万円、理系約 150 万円にもなります。こうして奨学金に頼らざるを得ない人々が急速に増加してきたのであります。いまや学生の 2 人に一人が奨学金を借りています。

ところが、いま奨学金を借りた既卒者の 8 人に一人が滞納や返済猶予になっているんです。深刻な状況です。これはもちろん国の奨学金制度の問題も含めて改善を進めていかなければならない問題であろうかと思いますが、そういう状況であるからこそ、私は県の育英資金制度が、その本来の趣旨どおり、教育の機会均等を保障するにふさわしい制度となるよう、制度の改善をはか

るべきではないかと考えます。そこで以下の提案させていただくものであります。

第一に、返済について減免制度を設けるということです。卒業後の進路さえ見当もつかないのに、あらかじめ毎月の返済額が決まる現行制度を改め、所得に応じた返済制度にすることを提案します。

第二に、滞納者の事情を全く考慮せずに一律に課せられる延滞金制度、また親が高齢になった時に借金返済を迫られるという事態が問題になっている連帯保証人制度は廃止すべきです。返済困難者への相談窓口の充実を提案します。

第三に、返済猶予制度はありますけれども、猶予期間が終了すれば本人の経済状況が改善しているという保障はどこにもありません。例えば一定の返済期間が経過した、あるいは返済者が一定の年齢に達したなどの状況を考慮して残額の免除を行なうなど、返済方法の改善を提案するものであります。

最後に、日本の教育への公的支出はOECD加盟国の中で5年連続の最下位となっています。日本の高等教育は家計の重い負担で支えられてきましたが、それも限界に達しています。給付型の奨学金制度など、安心して使える奨学金制度の実現も当然国の責任で実現させるべきでありますし、憲法が定める教育の機会均等への責任をしっかりと果たすべきだということを、熊本県としても強く政府に声をあげていくことを求めて反対討論を終わります。